

職員の任免および職員数に関する状況 ※単位：人

▶採用者数（平成30年4月1日）

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	9	0	2	11
技能労務職	0	0	2	2
計	9	0	4	13

▶退職者数（平成30年3月31日）

区分	定年	勸奨	その他	再任用	計
一般行政職	9	0	6	2	17
技能労務職	2	1	0	0	3
計	11	1	6	2	20

※採用者数・退職者数ともに、再任用には短時間勤務職員を含んでいません。

▶級別構成率（平成30年4月1日）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職務	主事・技手等	主任・技師等	係長・主幹等	係長・主任教諭	課長補佐等	課長・参事等	部長 議会事務局長 会計管理者 理事
構成比	12%	10%	30%	22%	14%	9%	3%

▶分限および懲戒処分の状況（平成29年度）

処分の種類		件数
分限処分	降任	0
	免職	0
	休職	1
	降給	0
懲戒処分	戒告	0
	減給	0
	停職	1
	免職	1

▶部門別職員数の推移（各年4月1日）

区分	H29	H30	増減数
一般行政部門	235	232	△3
教育部門	64	62	△2
公営企業等	35	33	△2
総合計	334	327	△7

▶年齢別職員数の状況（平成30年4月1日）

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
男性	0	19	37	81	67	3	207
女性	0	28	22	31	37	2	120
計	0	47	59	112	104	5	327

職員の給与等の状況

▶平均給料月額および平均年齢（平成30年4月1日）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	328,800円	44.8歳
技能労務職	310,400円	54.8歳

▶初任給の状況（平成30年4月1日）

一般行政職	大学卒	185,800円
	短大卒	165,700円
	高校卒	151,500円

▶経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日）

経験年数		10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満
一般行政職	大学卒	288,000円	313,700円	350,900円
	短大卒	274,100円	299,700円	335,300円
	高校卒	233,100円	296,900円	321,500円

▶特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日）

区分	給料月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
給料	市長	775,000円	報酬	議長	315,000円
	副市長	598,000円		副議長	265,000円
	教育長	546,000円		議員	249,000円
		6月期 1.575月 12月期 1.725月 計 3.3月		6月期 1.60月 12月期 1.75月 計 3.35月	

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

▶勤務時間（平成30年4月1日）

区分	状況
正規の勤務時間	1週間あたり38時間45分
開始・終了時間	開始 8:30 終了 17:15
休憩時間	12:00～13:00

▶職員研修の状況（平成29年度）単位：人

研修区分	受講人数
基本研修	64
専門研修	29
自主研修	184
計	277

あなたも起業を目指しませんか？ 行方市ビジネスプランコンテスト

【問い合わせ】企画政策課定住・企業誘致グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

本市の起業塾では、セミナーを通じて学び合い、本市に興味・関心のある幅広い層が連携し、市の活性化の担い手となることを期待しています。

「いつか、こういうことをやってみたい」

「こうすれば、行方市はもっと良くなるのに」

「〇〇で地域を盛り上げたい！」

そのようなアイデアがあれば、実現の可能性は十分にあります。



9月29日(土)、10月21日(日)に行う講義ツアー(無料)へぜひご参加ください！
これまで数多く経営支援してきた講師のもとで、起業までの道筋、事業プランの立て方を学ぶことができます。

さらに、学んだことを生かしたい起業希望者や事業主に向けたビジネスプランコンテストを、3月2日(土)に実施します。

ビジネスにチャレンジしたい！起業や地域課題解決に興味がある！という皆さまからのビジネスプランをお待ちしています。

参加費は無料です（集合場所までの往復交通費は各自ご負担ください）。

詳細は、右のQRコードから専用サイトでご確認ください。



お問い合わせ用QRコード

飼い犬がいなくなったら、お電話を

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

市内の迷い犬については、行方警察署と市役所、茨城県動物指導センターで情報を共有しています。
飼い犬と思われる犬を保護しても、飼い主からの連絡はほとんど無く、そのまま茨城県動物指導センターに収容されていきます。

立派な首輪や洋服まで着ているのに「登録鑑札」は付いておらず、飼い主からの連絡もありません。
もしかしたら、飼い主もどうしていいのか分からないのかもしれないかもしれませんね。

家族の一員である大切なペットがいなくなったら、まずは、市役所環境課・行方警察署会計課・茨城県動物指導センターのいずれかにご連絡ください。大切なペットは見つかるかもしれません。

茨城県動物指導センターでは、収容した犬をホームページで公開していますので、アクセスしてみてください。同センターでは「殺処分ゼロ」を目指し、飼い主からの連絡をできる限り待っています。

「登録鑑札」は、迷い犬になったときの大きな手がかりになります。犬の登録は、飼い主の「義務」です。
犬を飼い始めたら、忘れずに登録し、登録鑑札もワンちゃんに必ず装着してください。

■飼い犬がいなくなったら、お問い合わせください。

茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200

行方警察署 ☎0299-72-0110

行方市役所 環境課 ☎0291-35-2111



屋外広告物の表示には許可が必要です

まちの良好な景観のために

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ ☎029-301-4579

まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物（※）」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは、許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などの壁面利用広告などをいいます。

◆屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

(1) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、市長の許可を受けた場合



(2) 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

道路の敷地境界から一定の範囲の区域（商業地域等を除く）、信号機の付近などの「禁止地域」および街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

◆屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として条例に基づく罰則の対象となりますので、ご注意ください。

◆老朽化していたり固定が不完全である屋外広告物は、強風時に倒壊や落下し、通行人等に危害を及ぼす恐れがあるため、速やかに撤去、改修等を行ってください。

◆条例に違反する屋外広告物を表示すると、**罰金刑（最高100万円）**に処されることがあります。条例の規定を遵守し、美しいまちづくりにご協力ください。

◆屋外広告物の許可手続きや許可基準などについては、上記問い合わせ先へご相談ください。新たに店舗等を建築するなどの際に、屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談をお願いします。

「東京都市圏パーソントリップ調査」にご協力をお願いします

【問い合わせ】茨城県土木部都市局都市計画課 ☎029-301-4588

茨城県では、人の1日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めるため、9月から12月にかけて、交通に関する調査「東京都市圏パーソントリップ調査」を実施します。

調査にあたり、無作為に抽出した世帯を対象とさせていただき、調査票をお送りしますので、調査へのご協力をお願いします。

▶茨城県土木部都市局都市計画課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/toshikei/index.html>

人権擁護委員による 特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。
相談は全て無料です。

■問い合わせ

水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

■特設人権相談

【麻生】10月2日（火） 麻生公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時
【北浦】10月4日（木） 北浦公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時
【玉造】10月3日（水） 玉造公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

■人権擁護委員（敬称略）

邊田美知子	邊田良治	柳町清夫
島田幸子	水野義貞	平山邦寛
西谷正明	掛札きみえ	坂本 将



なめテレ 新番組

「奈良崎正明の昼カラ歌っちゃいまショー♪」

なめがた大使で歌手の奈良崎正明さんがMCを務める市民参加型の歌番組「奈良崎正明の昼カラ歌っちゃいまショー♪」が、8月からスタートしました。市民の皆さんに自慢の歌声を披露していただき、奈良崎正明さんからのワンポイントアドバイスが受けられます。番組収録のスケジュールと参加方法については、下記のとおりです。また、番組の収録は公開で行います。皆さんのご参加・ご観覧、お待ちしております。

○第3回収録

【収録日】平成30年9月27日（木）14：00～16：00
※終了時間が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【参加対象】（1）番組出演 行方市在住・在勤の方
（2）観覧 どなたでも結構です。

【募集人数】6名（3名×2本録り）
※6名以上の応募があった場合は、抽選とさせていただきます。

【参加申込】電話かメールでお申し込みください。
（住所・氏名・年齢・連絡先・曲名）

【申込締切】平成30年9月14日（金）17：00

【参加にあたっての注意事項】

- ・収録した映像は、後日、なめがたエリアテレビで放送する予定です。出演の様子や肖像および発言を使用させていただくことに、出演者の方はあらかじめご同意ください。
- ・参加詳細は別途通知します。

【問い合わせ・申し込み】

情報政策課（麻生保健センター内）☎0299-72-0811 E-mail name-johoseisaku@city.namegata.lg.jp

※なめがたエリアテレビについては、順次、視聴エリアの拡張に努めておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



市公用車（消防自動車）を売却します

条件付一般競争入札

■入札物品

物品番号	車名	排気量	初年度登録	車検満了日	走行距離	最低売却価格 (税抜き)
1	小型消防ポンプ積載車 (GB - YY101)	1.99 L	平成9年12月	一時抹消済	11,069km	30,000円
2	小型消防ポンプ積載車 (GB - YY101)	1.99 L	平成8年2月	一時抹消済	17,433km	30,000円
3	小型消防ポンプ積載車 (GB - YY101)	1.99 L	平成9年12月	一時抹消済	16,943km	30,000円
4	小型消防ポンプ積載車 (GB - YY101)	1.99 L	平成9年12月	一時抹消済	12,527km	30,000円
5	消防ポンプ自動車 (KC - NKR71GN)	4.57 L	平成9年10月	一時抹消済	6,752km	75,000円

■入札参加資格

- ①個人の場合：行方市に住民基本台帳登録されている方
法人の場合：行方市に事業所を有する法人
- ②市税に未納の税額がない方

■入札案内書

- ▶期日 9月3日（月）～9月21日（金）※土・日・祝日を除く
- ▶時間 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
- ▶配布場所 財政課契約検査グループ（麻生庁舎）、総合窓口課（玉造庁舎）、総合窓口室（北浦庁舎）

■参加申込・物品公開

- ▶期日 9月3日（月）～9月21日（金）※土・日・祝日を除く
- ▶時間 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）
- ▶場所 財政課契約検査グループ（麻生庁舎）※物品公開は麻生庁舎敷地内

■入札予定

- ▶期日 10月3日（水）
- ▶時間 午前9時30分～
- ▶場所 麻生庁舎別棟 B会議室

※その他、入札参加申込方法、申込条件等があります。詳しくは「入札案内書」をご確認ください。

■問い合わせ

- 入札：財政課契約検査グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811
物品：総務課防災交通グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811



物品番号1～4



物品番号5

9月11日は、警察相談の日です

警察相談専用電話「#9110」

緊急の事件事故は、警察への緊急通報ダイヤルである「110番」に通報してください。
緊急を要しない要望や相談は、警察の相談ダイヤル「#9110」か、地元の行方警察署（☎0299-72-0110）に連絡してください。
局番なしで「#9110」をダイヤルしますと、警察本部の相談窓口につながります。

警察の相談ダイヤル「#9110」

不動産公売の案内

今月の税金

- 固定資産税 第3期
- 国民健康保険税 第3期
- 納付期限（口座振替日）は10月1日です。

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

- 公売日時 10月31日（水）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 茨城県行方合同庁舎 2階大会議室（麻生 1700 番地 6）
- 執行機関 行方市

■公売対象不動産

売却区分番号	所在	地番	地目	地積 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
18-5	麻生字後堀	886 番 3	山林	211	1,000,000	100,000
	麻生字後堀	889 番 8	宅地	1006.34		
	麻生字後堀	889 番 12	宅地	188.41		
	麻生字後堀	889 番 14	宅地	0.91		
	麻生字後堀 (家屋)	889 番地 8	居宅	135.47		
18-6	小貫字松石	722 番 6	畑	5275	1,590,000	160,000
18-7	蔵川字柏崎	823 番	田	2124	530,000	60,000
18-8	蔵川字御船下	888 番	田	1314	320,000	40,000
18-9	山田字榎前	501 番 1	田	573	150,000	20,000
18-10	山田字門田	1914 番 1	田	1171	380,000	40,000
18-11	玉造字鳥名木	甲 7069 番	田	1626	330,000	40,000

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎 1 階 ☎ 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第 92 条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第 108 条）等、買受人となることができない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。午後 0 時 50 分から受付を開始し、午後 1 時から入札についての説明を行います。下記のホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容がご覧いただけます。

- ◆公売日時 10月2日（火）午後1時20分～午後2時
 - 対象不動産 ●売却区分番号 30-97 見積価額 750,000 円 公売保証金 80,000 円
 - 所在 行方市山田字古館 地番 2021 番 地目 山林 地積 715㎡
 - 売却区分番号 30-98 見積価額 1,410,000 円 公売保証金 150,000 円
 - 所在 行方市山田字古館 地番 2023 番 地目 山林 地積 1337㎡
- ◆公売日時 11月6日（火）午後1時20分～午後2時
 - 対象不動産 ●売却区分番号 30-100 見積価額 650,000 円 公売保証金 70,000 円
 - 所在 行方市行戸字出戸 地番 195 番 1 地目 畑 地積 1389㎡
- ◆公売場所 茨城県水戸合同庁舎 2 階大会議室（水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号）
- ◆その他 農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要です。中止になる場合があります。
- ◆問い合わせ 茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221 FAX 029-225-1600
URL <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811